

「なくそう! 子どもの貧困」全国ネットワーク

日時 2023年4月16日14時～

会場 日本教育会館

こども家庭庁のスタートと

子供の貧困対策に関する進捗状況

宮本みち子（放送大学/千葉大学名誉教授）

講演の概要

■ こども基本法の成立

こどもの人権、最善の利益、意見表明等が定められた。

今後のこども・若者政策のベースとなるもの

■ こども家庭庁のスタートとそのための準備

(こども政策の推進に係る有識者会議 8回)

こどもを社会の真ん中に据えて、こどもの視点、子育て当事者の視点に立ったこども政策についての報告書・・・こども家庭庁に送る

■ 子供の貧困対策に関するフォローアップ作業と報告書

(子供の貧困対策に関する有識者会議)・・・こども家庭庁に送る

■ こども大綱 (2023年9月)

既存の「**少子化対策大綱**」「**子供・若者育成支援推進大綱**」「**子供の貧困対策に関する大綱**」の内容を含むこととされている。

■ こども家庭庁の組織のどこに、子供の貧困は位置付くか

■ 「こどもの貧困」への取り組みのこれから

こども基本法への道

2022年6月

■ 1994年 子どもの権利条約批准

当時の政府は国内法ですでに子どもの権利は守られているという姿勢で、国内法の整備を行わなかった。しかし現実には条約を国内法におとしこまなくては、なかなかその理念や実践は浸透しない。

■ 子どもの権利条約の一般原則

1. 生命、生存および発達に対する権利
2. 子どもの意見の尊重
3. 子どもの最善の利益
4. 差別の禁止

しかし、こどもの権利条約の認知度は低い

こども基本法への道

■ 当時と今と子どもの状況は大きく変化

○ 自分に満足 45.1% 自分には長所がある 62.3%

○ 自分で国や社会を変えられると思う 18.3%

○ 7人に1人の子どもが相対的貧困状態

○ 児相の虐待相談件数は2021年度21万件、10年間で3.5倍に

○ いじめ件数は7万件から52万件へ7.4倍

○ 自死 400人超 小中学生不登校 約20万人（中学生24人に1人）

○ 子どもの数は38年連続減少

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

I. はじめに（こどもと家庭を取り巻く現状）

- 少子高齢化の進行は社会に大きな影響を及ぼし、我が国社会全体の根幹を揺るがしかねない「有事」とも言うべき危機的な状況。
- 児童虐待の相談対応件数や不登校の件数が過去最多となり、更にコロナ禍によりこどもや若者、家庭をめぐる様々な課題が深刻化。

II. 今後のこども政策の基本理念

1. こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案
2. 全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上
3. 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援
4. こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年度の壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
5. 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換
6. データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

III. 今後取り組むべきこども政策の柱と具体的な施策

- こども政策の対象分野は多岐にわたり必ずしも網羅できているものではなく、あくまで当会議の議論を踏まえ整理したもの。今後、更に議論が深められるべき。
- 政府において、運用改善等はできる限り速やかに、また、新たな予算・制度が必要なものは実現に向け最大限の努力を求めたい。

1. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す

- 若い世代の結婚や妊娠への不安や障壁の解消
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 妊娠前から妊娠・出産に至る支援の充実
- 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援
- 地域子育て支援
- 家庭教育支援
- 妊産婦やこどもの医療
- 女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できる環境整備

2. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 就学前のこどもの成長の保障、幼児教育・保育の確保と質の向上
- 全てのこどもたちの可能性を引き出す学校教育の充実
- 多様な体験活動の機会づくり
- 居場所づくり
- こどもの安全を確保するための環境整備
- 思春期から青年期・成人期への移行期にある若者への支援
- 自らの心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- こどもの可能性を狭める固定的性別役割分担意識の解消、固定観念の打破
- こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

Ⅲ. 今後取り組むべきこども政策の柱と具体的な施策（続き）

3. 成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 児童虐待防止対策の更なる強化
- 社会的養護を必要とするこどもに対する支援の充実
- 社会的養護経験者や困難な状況に置かれた若者の自立支援
- こどもの貧困対策
- ヤングケアラー対策
- ひとり親家庭への支援
- 障害児支援の充実
- いじめ・不登校対策
- 自殺対策
- 非行少年の立ち直り支援

4. 政策を進めるに当たって共通の基盤となるもの

- 児童の権利に関する条約の精神に則ったこどもの人権・権利の保障
- 必要な支援を必要な人に届けるためのプッシュ型の情報発信やアウトリーチ型・伴走型の支援
- 関係機関・団体の連携ネットワークの強化（子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会の有効活用等）
- こども・家庭に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に把握し、支援につなげるためのデータベースの構築
- こどもや家庭の支援に関わる人材の確保・育成、ケア
- 安定的な財源確保と十分な人員体制の確保

Ⅳ. 政策の立案・実施・評価におけるプロセス

- こどもや若者、子育て当事者からの意見聴取・反映、分かりやすい情報提供、親しみやすい広報、意見が反映される過程や成果の見える化、フィードバックなど、こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の推進
- 地方自治体の先進的な取組の横展開や制度化、国と地方自治体の間での人事交流の推進、国と地方自治体の定期的な協議の場の設置等による地方自治体との連携強化

- 地域で支援活動を行う民間団体（NPO等）や民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化、民間団体等との積極的な対話・連携・協働、民間人の積極的な登用等
- こどもや若者の置かれている状況や課題を的確に分析し、政策効果を明らかにした上での、データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価

こども政策の推進に係る有識者会議 第2次報告書 概要

こども大綱の案の具体化に当たり、こども・若者や子育て当事者等から聴いた意見を真摯に受け止めるとともに、既存3大綱の進捗と成果を踏まえつつ、本報告に示した考え方及び第1次報告書に記載された具体的施策の実現に向け最大限の努力を求める。

これまでの検討の経緯

R4.6
こども基本法 成立
(こども大綱策定に関し規定)

R4.9
こども政策の推進に係る有識者会議

R4.9～R5.1
幅広い当事者・関係者から意見聴取



関係団体・有識者
との対話



大臣による児童館・
児童養護施設等訪問



こども大綱の役割

- 既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化し、さらに必要な施策を盛り込む。
- 政府を挙げて取り組むべきこども・若者に関する施策、少子化の克服、こどもの貧困に関する施策を幅広く対象。
- こども大綱で、常にこども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者に関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現。
- 家庭を持つことや、こどもを産むことや育てることの喜び・楽しさを実感できることで、少子化の克服やこども・若者のより良い成長を実現。

こどもまんなかフォーラム等から得られた気づきや示唆

※得られた意見等については別紙参照

- ① こども・若者の意見表明や参画に関連する事項
- ② こどもや若者の健やかな成長に関連する事項
- ③ 困難な状況にあるこどもや若者、家庭への支援に関連する事項
- ④ 結婚、妊娠・出産、子育てに関連する事項
- ⑤ こども・若者の周囲にいる大人に対する支援に関連する事項
- ⑥ 関係省庁・地方自治体・民間団体等の連携に関連する事項

こども施策の立案・実施に当たって 踏まえるべき基本的な共通事項

1 こども・若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の 視点に立つて考えること

- ▶こども・若者が、社会や保護者の支えを受けながら、意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体として意見形成・意見表明・社会参画ができること
- ▶声をあげにくいこども・若者への十分な配慮
- ▶こども・若者の意見を施策に反映し、フィードバック、社会に発信

2 こどもや若者のライフステージに応じて切れ目なく対応していくこと

- ▶ライフスタイルによらず、将来の展望を描ける環境整備
- ▶乳幼児期から大人になるまで社会全体で支える

3 全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こどもや若者の現在と 将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにす ること

- ▶全てのこども・若者の幸福（Well-being）向上（居場所・学び・外遊び等）
- ▶全国どこでも必要な支援が受けられる環境整備
- ▶こども・若者が抱える困難に対する重層的アプローチ

4 結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望を叶えるように すること

- ▶子育てに夢と喜びを感じることでできる社会づくり
- ▶結婚や子育てに希望を持てるようにし、その希望を叶える
（価値観を押し付けない・プレッシャーを与えない）

5 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間 団体等との連携を重視すること

- ▶国が地方自治体と密接に連携、視点を共有しながら施策を推進
- ▶地域の支援団体や若者団体などの共助を行政が支える
- ▶こども・若者に関する国内施策の推進、国際的な取組への貢献

こども施策を進めるに 当たっての基本姿勢

1 こどもや若者の人格・個性を尊重する基本認識の共有

- ▶人格・個性・多様性が尊重され、主体的に、尊厳を持ち、幸福に暮らす
- ▶属性等により差別的な取扱いを受けない。こども・若者の可能性を拡げる
- ▶こども基本法や児童の権利条約を社会全体に共有

2 こども・若者のライフステージに応じた切れ目ない施策の確保

- ▶成育過程において、関係機関等が連携し保健・療育・福祉・教育を提供
- ▶学校等の場をプラットフォームとして、相互に協力

3 若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者が結婚や子育て に希望を持つことができ、その希望をかなえられる環境の整備

- ▶結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目ない支援の推進
- ▶地域の実情に応じたきめ細かな取組や、全ライフステージにわたる雇用環境等の整備・働き方改革を進める

4 こども・若者に関わる大人への重層的な 支援の確保

- ▶保護者が自己肯定感を持ち、幸せにこどもと向き合える環境を整える
- ▶支援者が喜び・幸せ・充実を感じ、安心したキャリアパスを描ける環境を整える、多様な人材確保・育成

5 誰一人取り残さず、確実に届ける支援の充実

- ▶制度・組織による縦割りの壁、18歳や20歳などの年齢の壁を克服した、プッシュ型・アウトリーチ型支援
- ▶個別ニーズに応じたきめ細かい支援及びインクルージョン推進の観点から施策を講じることが重要

6 EBPMの推進

- ▶中長期的視点に立ったPDCAサイクル構築、効果の点検・評価・公表
- ▶大学・民間研究機関等と連携した、包括的な観点での調査研究

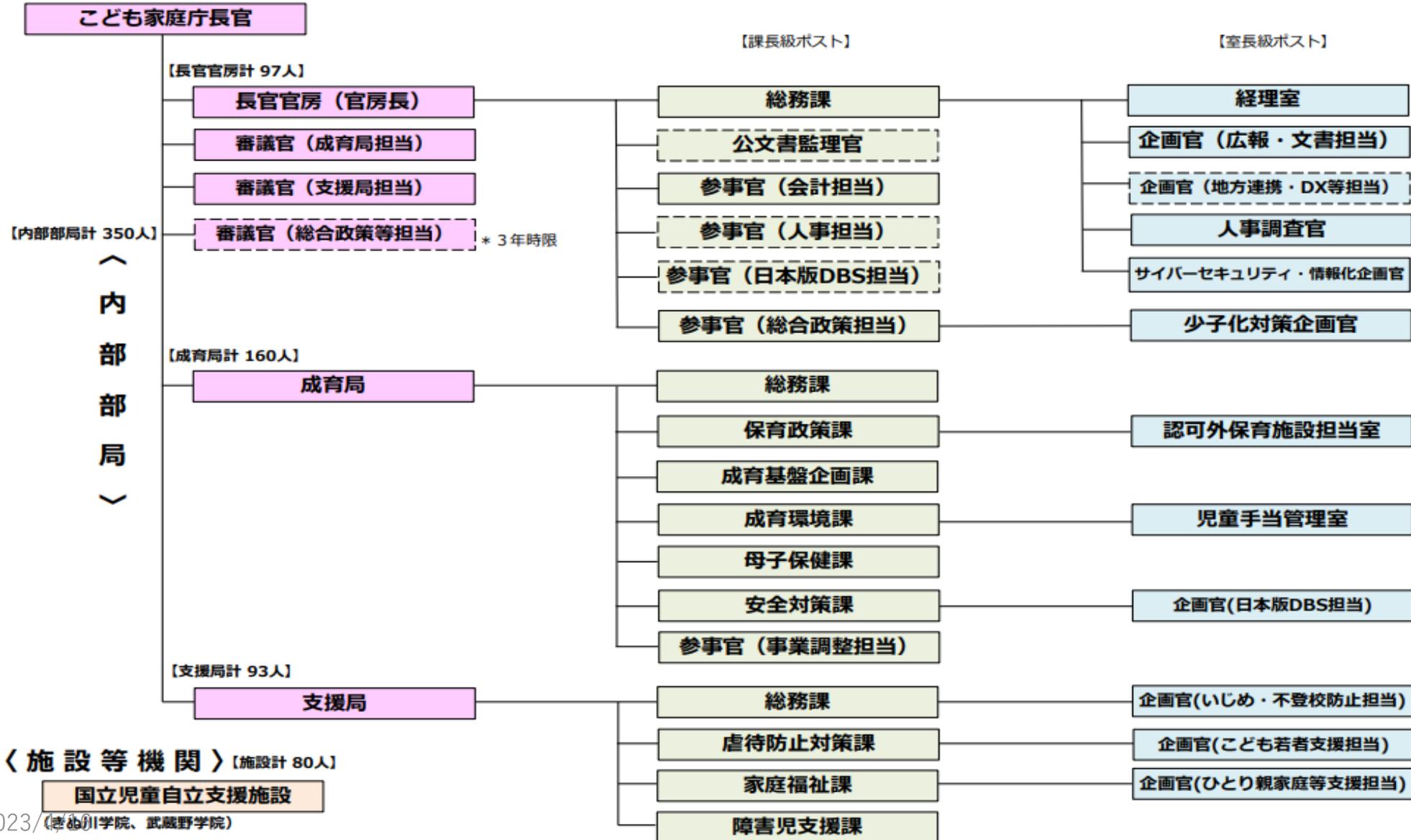


こども家庭庁組織図概要

【別紙】

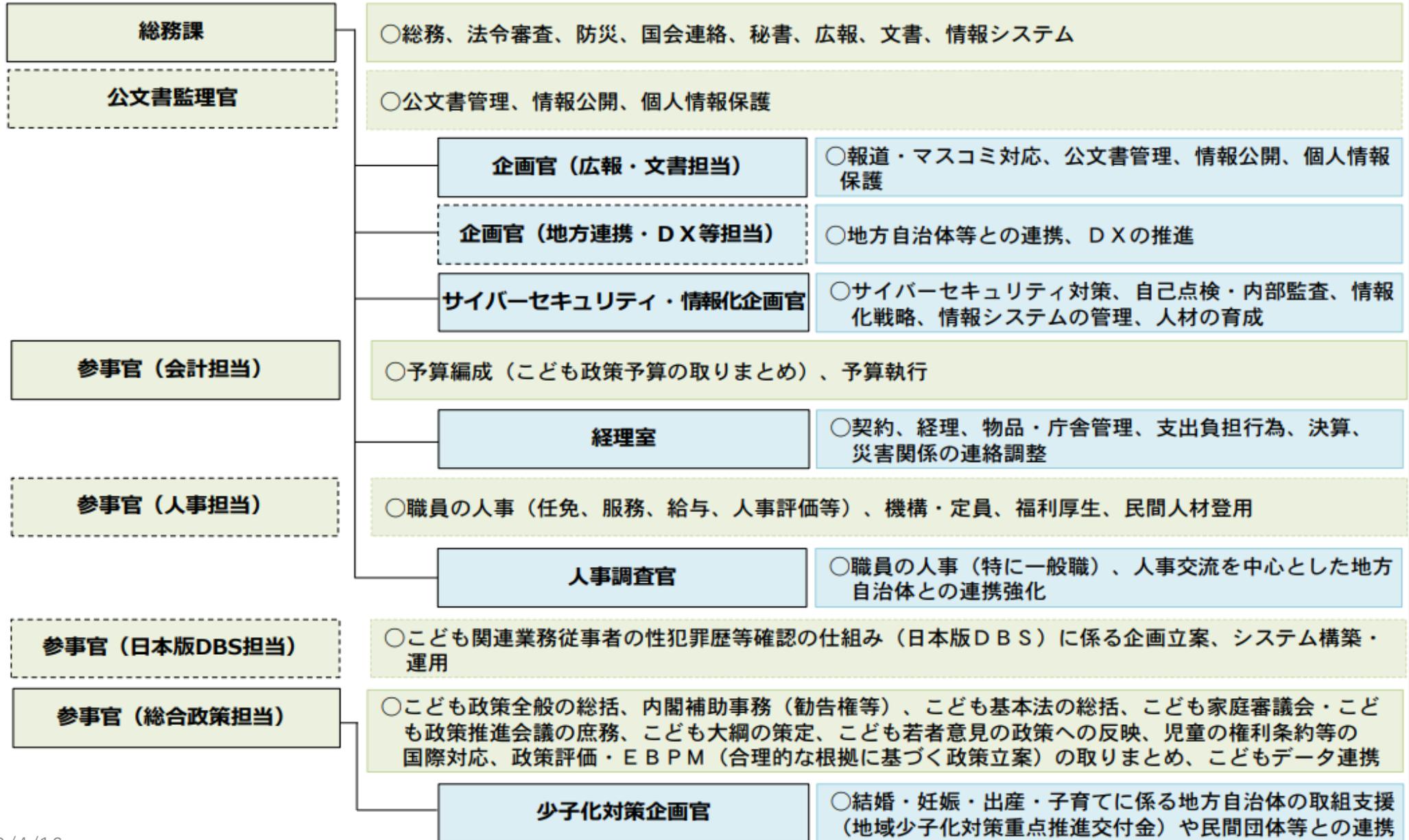
- 長官をトップに、長官官房、成育局、支援局の1官房2局体制として、審議官2、課長級ポスト14、室長級ポスト11を設置(併任を除く)。
- 定員については、組織全体で430人(内部部局350人、施設等機関80人)。

※ [] は併任ポスト



各組織の主な所掌事務 (①長官官房)

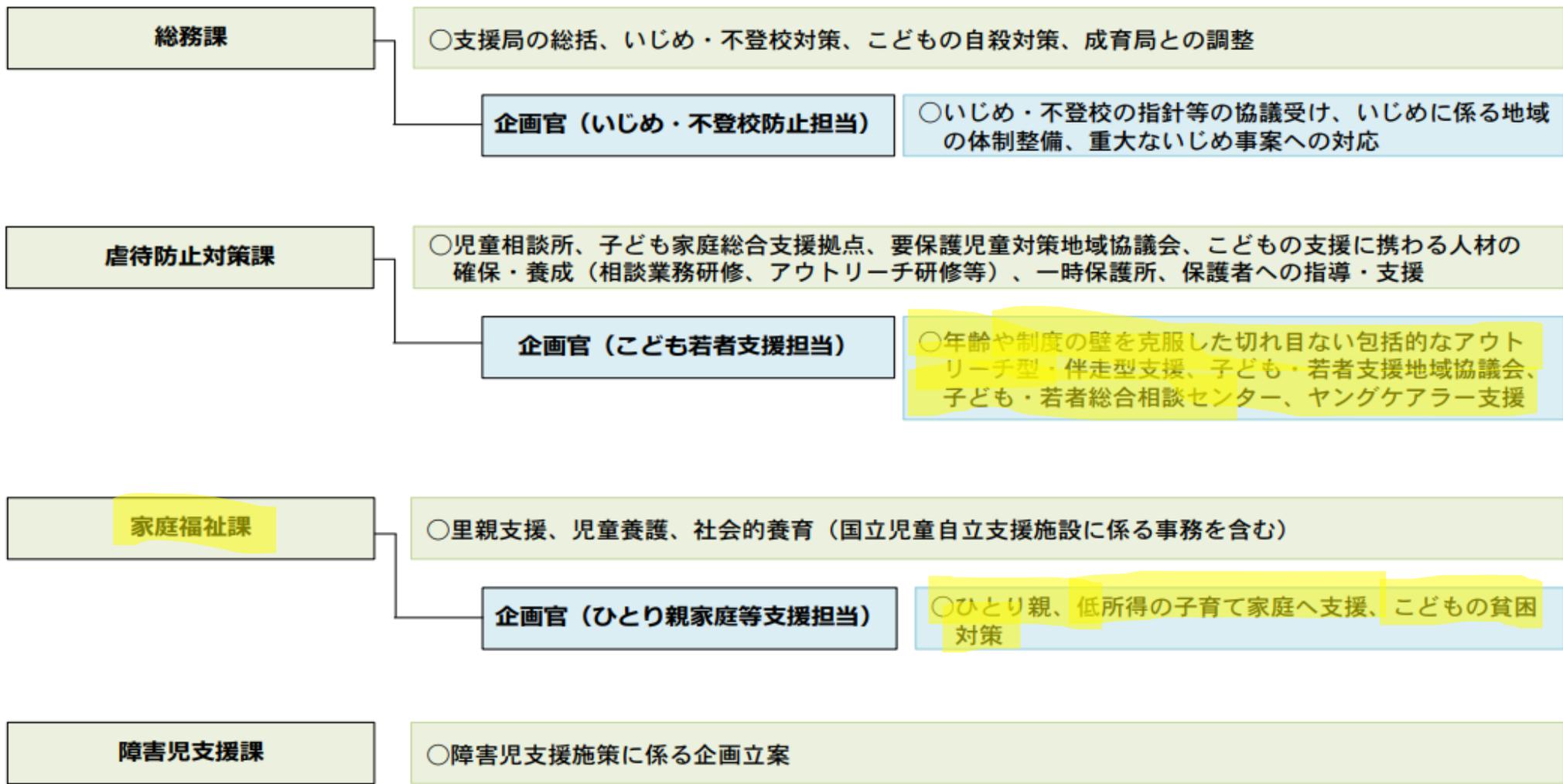
※ [] は併任ポスト



各組織の主な所掌事務（②成育局）

<p>総務課</p>	<p>○成育局の総括、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の総括、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の策定、支援局との調整</p>
<p>保育政策課</p>	<p>○保育所、認定こども園、認定こども園法の総括（待機児童対策、保育施設等の人材確保、認定こども園に関すること等）、教育・保育給付に関する企画立案等</p>
<p>認可外保育施設担当室</p>	<p>○企業主導型保育事業（ベビーシッターを含む）、認可外保育施設に関する企画立案等、指導監督</p>
<p>成育基盤企画課</p>	<p>○就学前指針の策定、認定こども園教育保育要領や保育所保育指針の策定、幼稚園に係る文科省との調整、自治体に対する指導・助言、保育士の養成、就学前教育保育内容等に関する企画立案</p>
<p>成育環境課</p>	<p>○子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点等相談支援機関の有機的連携、地域子育て支援拠点の充実、放課後児童クラブ、居場所づくり支援に係る企画立案・指針の策定、児童委員</p>
<p>児童手当管理室</p>	<p>○児童手当制度の総括、企画立案</p>
<p>母子保健課</p>	<p>○妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療、生殖補助医療等、子育て世代包括支援センター、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）調査研究、科学技術研究及びAMED研究、旧優生保護法一時金支給</p>
<p>安全対策課</p>	<p>○インターネット環境整備、有害環境対策、登下校の安全、こどもの事故防止・事故対策、教育・保育事故、災害共済給付、CDR制度、こどもの性被害防止</p>
<p>企画官（日本版DBS担当）</p>	<p>○（長官官房参事官（日本版DBS担当）の下で）日本版DBSに係る企画立案、システム構築・運用</p>
<p>参事官（事業調整担当）</p>	<p>○年金特別会計子ども・子育て支援勘定に係る企画立案・経理、事業主拠出金制度に係る経済団体との連絡調整、地域子ども・子育て支援事業に係る交付金、児童福祉施設等の施設整備、施設等の災害時の状況把握・復旧事業</p>

各組織の主な所掌事務（③支援局）



こども基本法の理念とこどもの貧困

- こどもの声を聴く、とは
大臣や知事・・・が聴いて「政策に反映する」だけでいいのか？
- 声を発することのできないこどもの声をどうやって聴くのか
こどもの声を代弁するアドボカシーの重要性
個別事案のアドボカシーと、こども全体事案のアドボカシー
- こどもの権利を守る機関が必要　こどもの相談・救済機関
(こどもコミッショナー制度、こどもの相談・救済機関の制度など)　2022年10月現在43自治体
- 少子化対策とこどもの貧困対策の関係